

令和6年度

第5回東松島市農業委員会総会議事録

令和6年10月28日

東松島市農業委員会

令和6年度第5回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和6年10月28日（月） 午後3時43分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐 藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 賃貸借等の合意解約について

日程第4 報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 報告事項3 農地転用制限の例外規定による届出について

日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

閉 会

出席委員（14名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	熊谷 奨	2番	—	3番	大山道保
4番	秋本 まゆみ	5番	—	6番	小岩 敏幸
7番	菅井 賢治	8番	安倍 民夫	9番	川村 勝雄
10番	大崎 康	11番	齋藤 宏樹	12番	佐藤 祥
13番	安住 高司	14番	今野 嘉彦	15番	安部 俊郎
16番	佐藤 栄宏				

遅参委員 なし

欠席委員（2名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
2番	門馬 宏之	5番	三浦 牧恵		

出席事務局職員

事務局長	石 森 久 浩
農地係主任	田 中 美 恵

【 開 会 】

○事務局長 : ただいまより、第5回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長 : - 会長挨拶 -
- 会長の動向報告 -

○事務局長 : 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしくお願いいたします。

【 議 事 】

○議長（佐藤栄宏会長） : それでは、議事に入ります。

本日は、2番門馬宏之委員、5番三浦牧恵委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員は16名中14名であります。定足数に達しておりますので、これより第5回東松島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、8番安倍民夫委員、9番川村勝雄委員のお二人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員 : （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長） : 異議なしと認め、お二人を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員 : （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長） : 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、報告事項1 賃貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

○事務局長 : 資料の1ページをご覧ください。合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。

その1、赤井字下新丁17 外 計2筆で5,000㎡、解約届出日は令和6年9月30日、借人の都合ため使用賃貸借契約の解約でございます。

その2、上下堤字八幡前3-1、1,672のうち902㎡、解約届出日は令和6年10月10日、公共買収のため賃貸借契約の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長） : ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員 : （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第4、報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局から説明願います。

○事務局長： その1、矢本字裏町24—1、704㎡。転用目的は、分譲住宅敷地。現在の利用状況は、休耕中。売買による所有権移転であります。令和6年9月30日届出受理しております。位置図については、3ページとなります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第5、報告事項3 農地転用制限の例外規定による届け出について、事務局から説明願います。

○事務局長： その1、上下堤字八幡前3—4、902㎡。事由は、社会教育法に規定する公民館（上下堤集会所）駐車場整備のため。現在の利用状況は、休耕中。令和6年10月10日届出受理。令和6年9月27日売買契約済みであります。位置図は5ページとなります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。その1からその3は関連がありますので、一括して事務局から説明願います。

○事務局長： 議案の6ページをご覧ください。

その1、高松字西風107 外 計3筆で5,415㎡。

その2、高松字西風106 外 計2筆で2,549㎡。

その3、高松字西風110、75㎡。

全て、売買による所有権移転となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番安倍民夫委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

いずれも、調査年月日は、令和6年10月21日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、相手方要望。受け手の理由は、規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、複合経営です。通作距離は、約0.1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、遊休地。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1からその3を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1からその3を許可することに決定します。
次に、その4を事務局より説明願います。

○事務局長： その4、高松字猪鼻66、1,819㎡、売買による所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番安倍民夫委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年10月23日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、相手方要望。受け手の理由は、規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、露地野菜。通作距離は、約0.1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、牧草地。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その4を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その4を許可することに決定します。

次に、日程第7、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。その1及びその2は関連がありますので、一括して事務局より説明願います。

○事務局長

： 資料は7ページとなります。

その1及びその2につきましては、先月の第4回総会において議案第5号その5及びその6として審議をいただき、一度許可相当と決定いただいている案件となります。

年間の賃借権へ、その2については、設置工事期間のみとして6カ月間の使用貸借による一時転用から20年間の使用貸借に変更したいとの申し出があったことから、許可権限者の宮城県と調整したところ、一度取り下げの手続きを行った上で、再申請するように指導されたことから、本総会において改めて審議を行うものとなります。

なお、取り下げ申請については、10月4日付けで受理しております。

その1、大塩字清水沢65-4、1、328㎡。転用目的は太陽光発電施設敷地。現在の利用状況は休耕中。20年間の賃借権設定となります。

その2、大塩字清水沢65-3 外 計2筆で2,790のうち290㎡。転用目的は太陽光発電施設設置のための専用通路。20年間の使用貸借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： その1及びその2については、第4回総会で審議した内容のうち、転用に伴う権利のみの変更となりますので、担当委員の聞き取り調査報告を省略し、ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1及びその2を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1及びその2を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、日程第8、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、上程いたします。

所有権移転を上程いたします。その1及びその2は関連がありますので、一括して上程いたします。それでは、事務局から説明願います。

○事務局長： 資料は9ページとなります。公告日は令和6年10月31日となります。

その1、牛網字新中四十八5 外 計4筆で7,031㎡。対価は2,812,400円。

その2、浜市字東上沼131-1、310㎡。対価は124,000円。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員8番 安倍民夫委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

いずれも、調査年月日は、令和6年10月17日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、離農。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができると、適当。労働力も適当。通作距離約1kmで、代金の支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稻と施設野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1及びその2を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1及びその2を承認することに決定します。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。
これをもって、第5回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後4時2分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和6年10月28日

東松島市農業委員会会長 佐藤 栄宏

署名委員 8番 伊 谷 民夫

署名委員 9番 川 村 勝雄

